ハ　案内する漁場の位置（利用者を特定の場所に下船させて水産動植物を採捕させる場合（以下「瀬渡しを行う場合」という。）にあっては、当該特定の場所の利用定員（利用者を特定の場所に下船させた後、異なる利用者に遊漁船において水産動植物を採捕させる場合にあっては、当該特定の場所の利用定員に遊漁船の定員（船舶安全法第九条第一項に規定する最大搭載人員のうち旅客に係るものをいう。以下同じ。）を加えたもの。第九条において「利用定員」という。）を含む。）及び当該漁場における安全管理に関する事項

ニ　遊漁船の係留場所に関する事項

ホ　遊漁船の総トン数、長さ、定員、航行区域、通信設備及び救命設備に関する事項

ヘ　役務の内容に関する事項

ト　船外への転落に備えるために利用者に救命胴衣を着用させること、出航前に行う遊漁船が航海に支障ないかどうかその他航海に必要な準備が整っているかいないかの検査（以下「出航前の検査」という。）、適切な見張りその他利用者の安全を確保するために必要な措置（責任者の選任その他これらの措置を的確に実施するために必要な体制の整備を含む。）に関する事項

チ　出航中止条件及び出航中止の指示に関する事項

リ　気象若しくは海象の状況が悪化した場合又は海難その他の異常の事態が発生した場合における対処の方法、海上保安機関その他関係機関との連絡に係る責任者（遊漁船に乗り組んでいない者に限る。以下「連絡責任者」という。）の選任その他これらの場合において利用者の安全を確保するために必要な体制に関する事項

二　業務の適正な運営を図るための従業者に対する教育の実施に関する事項

三　前二号に掲げるもののほか、遊漁船業の実施に関し必要な次に掲げる事項

イ　利用者の安全の確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保のため必要な情報の収集及び伝達に関する事項

ロ　利用者が遵守すべき事項の周知に関する事項

ハ　利用者の安全及び利益に関する情報の公表に関する事項

ニ　漁場の適正な利用に関する事項

ホ　遊漁船業の実施に関し作成された記録の保存期間その他保存に関する事項

ヘ　その他遊漁船業の実施に関し必要な事項

（登録簿の様式）

第六条　（略）

（登録申請者と密接な関係を有する法人）

第七条　法第六条第一項第三号イに規定する登録申請者の事業を実質的に支配し、又は登録申請者の事業に重要な影響を与える関係にある者として農林水産省令で定めるものは、次に掲げる者であって、登録申請者の意思決定に関与しているものとする。

一　登録申請者（株式会社である場合に限る。）の議決権の過半数を所有している者

二　登録申請者（持分会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。以下この条において同じ。）である場合に限る。）の資本金の二分の一を超える額を出資している者

三　登録申請者の事業の方針の決定に関して、前二号に掲げる者と同等以上の支配力を有すると認められる者

（登録簿の様式）

第五条　（略）

（新設）